

静岡市道路橋定期点検業務積算資料 (令和 7 年度版)

令和 7 年 6 月

静岡市 建設局 道路部 道路保全課

－ 目 次 －

静岡市道路橋定期点検業務積算資料

1	適用範囲	1
2	業務委託料	1
	（1）業務委託料の構成	1
	（2）業務委託料構成費目の内容	1
3	業務委託料の積算	3
4	業務内容	4
	（1）計画準備	4
	（2）定期点検	4
	（3）報告書作成	5
	（4）打合せ協議	5
5	標準歩掛	6
	（1）直接人件費	6
	（2）直接経費	10

道路橋定期点検業務積算資料

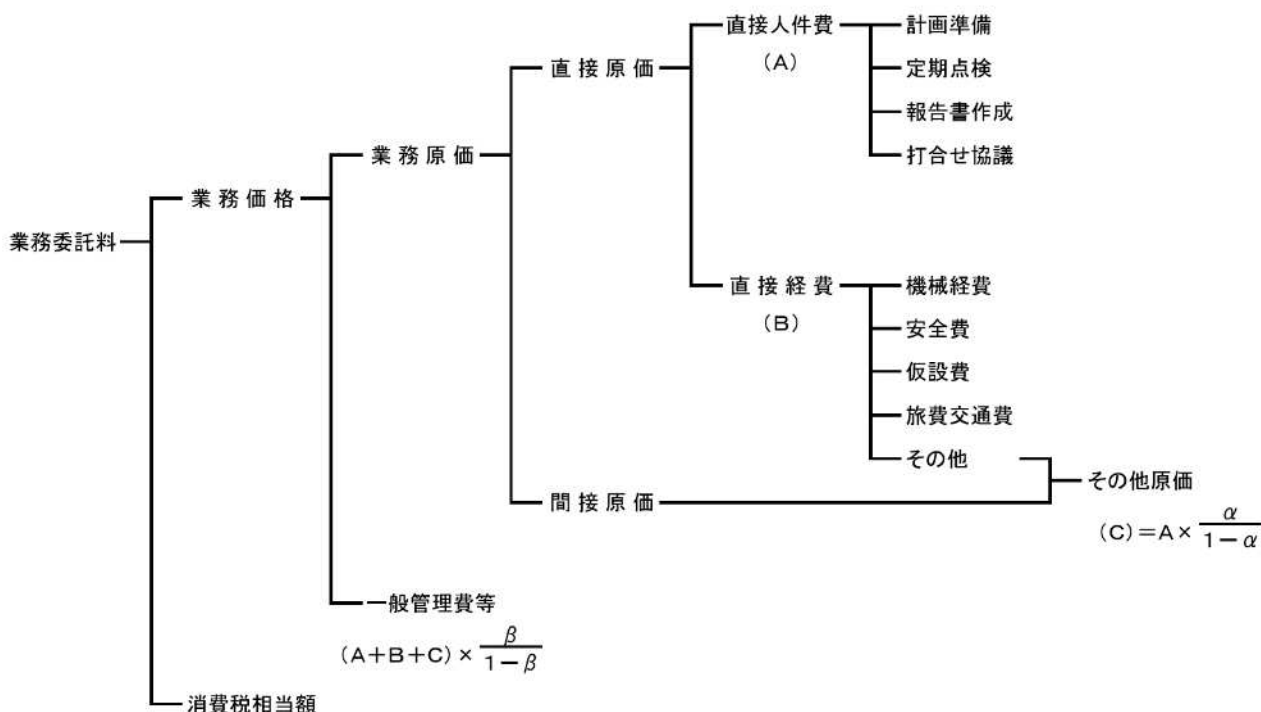
1 適用範囲

この積算資料は、「静岡県道路橋点検要領（令和 7 年 3 月 静岡県建設局道路部）」（以下、「市点検要領」という。）に基づき実施する道路橋の定期点検について、道路管理者が 3 巡目以降の定期点検業務を建設コンサルタント等に発注する場合の業務委託料算出資料としてとりまとめたものである。

なお、本積算資料は、一般的な溝橋、桁橋、床版橋に適用するものとし、トラス橋、アーチ橋、吊構造を有する橋、複合構造その他特殊な構造の橋梁、跨線橋、高速道路の跨道橋には適用しない。また、点検支援技術を使用する場合には適用しない。

2 業務委託料

（1）業務委託料の構成



（2）業務委託料構成費目の内容

ア 直接原価

（ア）直接人件費

直接人件費は、業務に従事する技術者の人件費とする。

（イ）直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の a から d までに掲げるものとする。

a 機械経費

機械経費は、橋梁点検車を用いる場合に橋梁点検車の機械運転経費について計上する。

また、定期点検においてその他の機械（リフト車、ゴンドラ、船舶など）が必要である場合は、別途、費用を計上するものとする。

b 安全費

安全費は、橋梁点検車を使用する場合に、交通障害の防止と、現場の安全確保のため、交通誘導員の費用を計上するものとする。

c 仮設費

道路橋の定期点検における足場条件は、地上、梯子及び橋梁に添架された既設の点検路を用いることを標準とするが、その他の仮設備（足場等の設置）が必要である場合は、別途、仮設費においてその費用を計上するものとする。

d 旅費交通費

旅費交通費は、点検現場に赴く技術者の交通費等を計上するものとする。

(ウ) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

なお、開発者の受託が必要な点検支援技術、全国道路施設点検データベース登録、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

イ 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

ウ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費とする。一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

(ア) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(イ) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

3 業務委託料の積算

(1) 建設コンサルタントに委託する場合

ア 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})\} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times \{1 + (\text{消費税率})\}\end{aligned}$$

イ 各構成要素の算定

(ア) 直接人件費

業務処理に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は国土交通省が別途定めるものを使用するものとする。

※参考：国土交通省ホームページ内「設計業務委託等技術者単価について」

(イ) 直接経費

直接経費は、2-(2)-ア-(イ)の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については発注者（道路管理者）の旅費基準・規則等に準じて積算するものとする。

2-(2)-ア-(イ)の各項目以外の経費は、その他原価として間接原価に含まれるものとする。

(ウ) その他原価

その他原価は「設計業務等標準積算基準書（令和6年度版 国土交通省）」の「第4編 調査、計画業務」の「4-2 橋梁定期点検業務積算基準」にある「その他原価」の算出式により算定した額の範囲内とする。

$$\begin{aligned}(\text{その他原価}) &= (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha) \\ &= (\text{直接人件費}) \times 0.35 / 0.65\end{aligned}$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(エ) 一般管理費等

一般管理費等は「設計業務等標準積算基準書（令和6年度版 国土交通省）」の「第4編 調査、計画業務」の「4-2 橋梁定期点検業務積算基準」の算出式により算定した額の範囲内とする。

$$\begin{aligned}(\text{一般管理費等}) &= (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta) \\ &= (\text{業務原価}) \times 0.35 / 0.65\end{aligned}$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(オ) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned}\text{消費税相当額} &= [\{(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})\} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税率})\end{aligned}$$

(2) 個人（建設コンサルタント以外の個人をいう）に委託する場合（諸謝金による場合を除く。）

3-(1)と同一の方法により積算するものとする。ただし、その他原価、一般管理費等については算入しないものとする。

4 業務内容

(1) 計画準備

業務計画書作成、現地踏査及び関係機関との協議資料作成等を行う。部材番号図の作成は含まないため、必要な場合は別途、計上するものとする。

ア 業務計画書作成

業務計画書及び詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。業務計画書等の作成にあたっては、既存の定期点検（部材番号図を含む）の記録等を活用して実施するものとする。資料収集及び橋梁諸元の確認は、本市が提供する「橋梁マネジメントサポートシステム」（以下、「システム」という。）を使用するものとする。

イ 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施するものとする。

ウ 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。これらの資料作成等にあたっては、既存の定期点検時に実施した協議資料等を活用して実施するものとする。

(2) 定期点検

ア 状態の把握（点検）及び健全性の診断の区分の決定（診断）

市点検要領に基づき、橋梁点検車、あるいは梯子等を用いた近接目視により点検を行い、点検時点での状態に関する情報を収集するとともに、上部構造、下部構造及び上下部接続部のそれぞれについて、活荷重、地震、豪雨・出水等の想定する状況における性能を推定し、特定事象の有無や必要な措置に対する技術的な見解などの根拠を踏まえ、施設単位毎に健全性の診断区分を決定する。現地では、既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して作業を行う。

イ 定期点検の結果の記録とその他記録の補完

市点検要領に基づき、点検結果及び診断結果について、「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）（令和6年3月 国土交通省）」における記録の手引き及び本市が別途提供する様式記入例を参考に「様式1」、「様式2」、「様式3」を作成し記録するものとする。作成作業は、既存の定期点検の点検表記録様式の電子データを活用して実施するものとする。なお、「様式1」、「様式2」、「様式3」の電子データは、市点検要領における「標準点検」を行う場合は、国土交通省が公開する記録様式を参照するものとし、市点検要領における「簡易点検」を行う場合は、本市が提供するシステムに従うものとする。

また、必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

(3) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や定期点検の結果の記録等のとりまとめを行う。なお、市点検要領における「標準点検」においては、「市点検要領付録-2 点検調書（標準）」に基づき、「橋梁定期点検要領（令和 6 年 7 月 国土交通省）」の「付録-1 定期点検結果の記入要領」を参考に、現地点検で記録した損傷状況をマーク及び旗揚げ等の描画で損傷図等の作成を行う。損傷図の作成においては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施するものとする。

これらの報告書作成にあたっては、本市が提供するシステムを活用するものとし、成果品はシステムに登録する。また、「様式 1」、「様式 2」、「様式 3」、「損傷図」等については、電子媒体でも納品すること（電子納品については静岡市電子納品実施マニュアルによる）。

(4) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点、健全性診断作業部会（以下、「作業部会」という。）同席時及び成果品納入時に行う。

ア 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、既存の点検表記録様式等の橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。

イ 中間打合せ

現地踏査時終了時又は点検終了時等の区切り及び作業部会同席時において、中間打合せを 2 回行うことを標準とする。中間打合せが 3 回以上必要な場合は、業務の内容を勘案して追加することができる。

ウ 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

5 標準歩掛

(1) 直接人件費

ア 計画準備

(10 橋当たり)

標準幅員	橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
4m程度	2 以上 5 以下	1.8	1.4	2.8	3.3	2.4
	5 を超え 10 以下	1.8	1.4	2.9	3.5	2.4
	10 を超え 15 以下	1.9	1.4	3.3	3.9	2.8
	15 を超え 20 以下	2.0	1.4	3.4	4.1	2.7
	20 を超え 30 以下	2.1	1.6	3.7	4.3	3.1
10m程度	15 を超え 20 以下	2.1	1.6	3.7	4.4	3.2
	20 を超え 30 以下	2.3	1.7	4.0	4.5	3.3
	30 を超え 50 以下	2.5	1.8	4.7	5.2	3.9
	50 を超える	2.6	2.1	5.0	5.6	4.1

(注) 1. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。部材番号図の作成を含まない。

2. 既存の定期点検（部材番号図を含む）の記録等を活用して計画する。

3. 現地踏査や関係機関協議など外業の移動時間を含む。なお、移動に必要な経費は「旅費交通費」の中で計上すること。

4. 現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用し実施する。また、関係機関協議の資料作成等は、既存の定期点検時に実施した協議資料等を活用する。

イ 定期点検

(ア) 特定の溝橋等

(10 橋当たり)

標準幅員	橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
8m程度	2 以上 5 以下	—	—	3.9	3.6	2.6
	5 を超え 10 以下	—	—	4.9	4.4	3.2
	10 を超え 15 以下	—	—	6.5	5.3	3.9

(注) 1. 上記は、「橋梁定期点検要領（令和 6 年 7 月 国土交通省）」参考資料 7「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」による 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。また橋長 15m 以下の第三者被害の恐れのない単径間の床版橋、H 鋼桁橋にも適用することができる。

2. 仮設備（足場等近接手段）の必要がある場合は、別途、「仮設費」を計上すること。

3. 既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して実施する。

4. 「様式 1」、「様式 2」、「様式 3」の作成を含む。様式の作成作業は、既存の定期点検の点検表記録様式を活用する。

5. 橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地測量を含む。

(イ) 特定の溝橋等以外

(10 橋当たり)

標準幅員	橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
4m程度	2 以上 5 以下	—	—	3.7	3.7	3.7
	5 を超え 10 以下	—	—	4.4	4.3	4.2
	10 を超え 15 以下	—	—	5.3	5.2	4.9
	15 を超え 20 以下	—	—	5.8	5.8	5.2
	20 を超え 30 以下	—	—	6.7	6.5	6.6
10m程度	15 を超え 20 以下	—	—	7.3	7.1	6.6
	20 を超え 30 以下	—	—	8.8	8.5	7.9
	30 を超え 50 以下	—	—	10.9	11.0	9.9
	50 を超える	—	—	14.1	13.9	13.0

- (注) 1. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。特定の溝橋等以外の一般的な桁橋、床版橋に適用する。
 2. 上記は、仮設備を含まない上下部構造の道路橋に適用する。
 3. 橋梁点検車を使用する場合は、別途、「機械経費」を計上のこと。
 4. 仮設備（足場等近接手段）の必要がある場合は、別途、「仮設費」を計上のこと。
 5. 既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して実施する。
 6. 「様式 1」、「様式 2」、「様式 3」の作成を含む。様式の作成作業は、既存の定期点検の点検表記録様式を活用する。
 7. 橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。

ウ 報告書作成

(ア) 特定の溝橋等

(10 橋当たり)

標準幅員	橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
8m程度	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5

- (注) 1. 「橋梁定期点検要領（令和 6 年 7 月 国土交通省）」参考資料 7「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」による 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。また橋長 15m 以下の第三者被害の恐れのない単径間の床版橋、H 鋼桁橋にも適用することができる。
 2. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。
 3. 報告書及び電子データ（表計算ソフト、文書作成ソフトによる作成ファイル等）の納品を含む。
 4. 点検記録様式等の報告書作成は、既存の定期点検の点検表記録様式の電子データを活用する。

(イ) 特定の溝橋等以外（簡易点検）

(10 橋当たり)

標準幅員	橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
4m程度	2 以上 5 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	5 を超え 10 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	10 を超え 15 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	15 を超え 20 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	20 を超え 30 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
10m程度	15 を超え 20 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	20 を超え 30 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	30 を超え 50 以下	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5
	50 を超える	0.5	0.6	1.0	1.2	1.5

- (注) 1. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。
2. 報告書及び電子データ（表計算ソフト、文書作成ソフトによる作成ファイル等）の納品を含む。
3. 点検記録様式等の報告書作成は、既存の定期点検の点検表記録様式の電子データを活用する。
4. 市点検要領における「簡易点検」に適用する。

(ウ) 特定の溝橋等以外（標準点検）

(10 橋当たり)

標準幅員	橋長 (m)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
4m程度	2 以上 5 以下	1.4	1.7	2.8	3.4	4.2
	5 を超え 10 以下	1.4	1.7	2.8	3.4	4.2
	10 を超え 15 以下	1.4	1.7	2.8	3.4	4.2
	15 を超え 20 以下	1.4	1.7	2.8	3.4	4.2
	20 を超え 30 以下	1.4	1.7	2.8	3.4	4.2
10m程度	15 を超え 20 以下	1.4	1.7	2.8	3.4	4.2
	20 を超え 30 以下	1.4	1.7	2.8	3.4	4.2
	30 を超え 50 以下	1.4	1.7	2.8	3.4	4.2
	50 を超える	1.4	1.7	2.8	3.4	4.2

- (注) 1. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。
2. 報告書及び電子データ（表計算ソフト、文書作成ソフトによる作成ファイル等）の納品を含む。
3. 点検記録様式等の報告書作成は、既存の定期点検の点検表記録様式の電子データを活用する。
4. 市点検要領における「標準点検」に適用する。

エ 打合せ協議

(1 業務当り)

項目	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
業務着手時	0.5	—	0.4	—	—
中間打合せ (1 回当り)	—	—	0.5	0.2	—
成果品納入時	0.5	—	0.4	—	—

(注) 1. 中間打合せは、1 業務当たり 2 回を標準とし、業務内容を勘案して追加することができる。

カ 各種補正

- (ア) 「3 巡目以降の定期点検業務に適用する。」と記載されている工種については、既存の定期点検の記録等を活用して実施することとしている。新設橋等の初回点検対象道路橋は、既存の定期点検の記録等が無い場合、a の補正係数を各工種の人工に乘じる (計画準備に部材番号図作成を含む)。
- (イ) 幅員が 20m 以上の橋梁については、b の補正係数を各工種の人工に乘じる。なお、ボックスカルバートにおいて、幅員とボックス延長が著しく異なる場合は、発注者と協議する。
- (ウ) 箱桁形式の内部点検を行う橋梁については、c の補正係数を各工種の人工に乘じる。
- (エ) 多径間の橋梁については、d の補正係数を各工種の人工に乘じる。
- (オ) 多径間の橋梁の橋長区分 (15m 未満、15m 以上 50m 未満、50m 以上) の適用は最大支間長による。(例: A1-P1 20.0m、P1-A2 35.0m → 橋長を 35m とし、15m 以上 50m 未満に区分)
- (カ) 拡幅している橋梁で、既設部と拡幅部で上部工の橋種が異なる橋梁については、e の補正係数を各工種の人工に乘じる。
- (キ) 標準人工×初回点検補正×幅員補正×箱桁補正×多径間補正×拡幅補正のように計算する。

a 初回点検補正表

補正係数 工 種	初回点検
計画準備	1.2
定期点検	1.2
報告書作成	1.1

b 幅員補正表

補正係数 工 種	幅員 20m 以上
計画準備	1.2
定期点検	1.5
報告書作成	1.5

c 箱桁橋補正表

補正係数 工 種	箱桁補正
計画準備	1.2
定期点検	1.5
報告書作成	1.5

d 多径間補正表

補正係数 工 種	径間数			
	1 径間	2 径間	3 径間	4 径間
計画準備	1.0	1.1	1.2	1.3
定期点検	1.0	1.5	2.0	2.5
報告書作成	1.0	1.5	2.0	2.5

(注) 5 径間以上は、上表を参考に比例により補正係数を算出する。

e 拡幅補正表

補正係数 工 種	拡幅補正
計画準備	1.5
定期点検	2.0
報告書作成	2.0

(2) 直接経費

ア 機械経費

橋梁点検車 運転一日当り単価表

(1 日当り)

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L		日当り稼働時間 (T) × 4.4 (L/h)
橋梁点検車 賃料		日	1.4	
諸雑費		式	1	

(注) 1. 橋梁点検車以外の機械（リフト車、ゴンドラ、船舶など）を使用する必要がある場合は、別途、機械運転経費等を計上するものとする。

2. BT-100 相当の賃料は「静岡市建設資材等価格」の価格を使用する。

3. BT-200 相当、BT-400 相当の賃料は「静岡県建設資材等価格」の価格を使用する。

橋梁点検車 作業日数

(10 橋当り)

橋長 (m)	橋梁点検車
	作業日数
15 を超え 20 以下	4.6
20 を超え 30 以下	5.2
30 を超え 50 以下	6.9
50 を超える	8.4

橋梁点検車 日当り稼働時間 (T)

橋長 (m)	橋梁点検車
	日当り稼働時間 (h/日)
15 を超え 20 以下	6.0
20 を超え 30 以下	6.1
30 を超え 50 以下	6.4
50 を超える	6.6

(注) 1. 橋梁間の移動時間を含む。

イ 安全費

(ア) 静岡県公安委員会が必要と認める路線での点検

(10 橋当り)

橋長 (m)	交通整理員 A	交通整理員 B
15 を超え 20 以下	4.6	9.2
20 を超え 30 以下	5.4	10.8
30 を超え 50 以下	6.8	13.6
50 を超える	6.8	13.6

(注) 1. 橋梁点検車を使用して点検を行う場合に計上する。

2. バリケード標識は必要に応じて計上する。

(イ) 上記 (ア) 以外での点検

(10 橋当り)

橋長 (m)	交通整理員 B
15 を超え 20 以下	13.8
20 を超え 30 以下	16.2
30 を超え 50 以下	20.4
50 を超える	20.4

(注) 1. 橋梁点検車を使用して点検を行う場合に計上する。

2. バリケード標識は必要に応じて計上する。